

**平成22年度版**  
**自治会関連補助金制度等の手引き**



～ さわやかな風と出会いの元気発信都市 ～

**東 御 市**

# 目 次

## 【市の自治会関連の補助制度等】

地域づくり活動補助金	1 ページ
自治会活動保険加入補助金	2 ページ
社会教育活動事業補助金	2 ページ
青少年広場等整備補助金	3 ページ
公民館分館施設整備事業補助金	3 ページ
文化財保護事業等補助金	4 ページ
ごみステーション整備事業補助金	6 ページ
土地改良事業補助金	6 ページ
アメリカシロヒトリ共同防除補助金	8 ページ
小型除雪機等購入補助金	8 ページ
生活道路除雪事業補助金	9 ページ
緑化推進事業補助金	10 ページ
防犯灯設置補助金	11 ページ
消防施設等補助金	12 ページ
小規模土木事業	12 ページ
消防関連事業	13 ページ
分館活動等の補助金交付基準	14 ページ
地域活動備品貸出制度について	15 ページ

## 【その他自治会関連の補助制度】

コミュニティ助成事業	18 ページ
------------	--------

# 東御市自治会（区等）関連補助金等

東御市自治会（区等）に関連する補助金制度等を記載しました。

内容・手続等の詳しい事柄は、担当課にお問い合わせください。

【東御市役所： 62 - 1111】

## 地域づくり活動補助金

### 【補助金の内容】

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るため、区等が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

年度内に完了する事業で、市の事業認定を受けた事業の経費が対象となります。

市の事業認定・・・毎年2月に次年度の事業募集をします。申請された事業について、3月の認定審査会で事業の認定の有無を決定します。

### 【補助率】

事業の公益性、効果等により100/100、75/100、50/100の補助率となります。（限度額100万円）

### 【担当課】

市民生活部 市民課 生活環境係 [内線1221]

### 【備考】

これまでに、自治会（区等）が実施した事業の一部は、次のとおりです。

事業名	内容
河川環境整備事業	区民の憩いの場の整備（遊歩道、植栽、ベンチ等を整備）
区名所旧跡ガイドブック作成	ガイドブックの作成と名所旧跡探訪会の開催
環境エコロジー事業	環境問題への関心を高める（環境講演会、マイバック貸与、啓発看板作成）
区誌の発行事業	今日までの経緯を区誌にまとめ、今後の区の発展に役立てる
区音頭の作成事業	区の歌を作成、演奏することにより区の活性化を図る

## 自治会活動保険加入補助金

### 【補助金の内容】

自治会活動の円滑な推進に資するため、区等がその活動に伴う事故等を包括的に補償する保険の加入に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

区等の年間活動を補償する保険で、第三者への賠償、自治会活動参加者の傷害及び費用損害を備えている保険が対象となります。

### 【補助率】

補助率は、加入保険料の1/3以内です。ただし、10万円が限度額となります。

### 【担当課】

総務部 企画課 企画政策係 [内線1143]

## 社会教育活動事業補助金

### 【補助金の内容】

社会教育の充実振興を図ることを目的に、分館等がその活動を円滑に推進するために、補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

次に掲げる分館活動に要する経費が対象となります。

- ・ 展示会、各種発表会の文化振興に要する経費
- ・ 運動会、相撲大会等分館の体育振興に要する経費
- ・ 学級講座の開設、講演会の開催等分館の学習に要する経費
- ・ 分館の広報等分館の活動に要する経費

### 【補助金の交付基準】

補助金の交付基準については、14ページをご覧ください。

### 【担当課】

教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 [内線1542]

## 青少年広場等整備補助金

### 【補助金の内容】

青少年の健全育成及び区民の体力向上を図るため、区等が青少年広場等を整備する事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象事業】

- ・ 青少年広場整備事業
- ・ マレットゴルフ場整備事業
- ・ 小公園整備事業（都市公園を除く）

### 【補助対象経費】

- ・ 事業費10万円以上の土地取得及び造成に要する経費
- ・ 事業費10万円以上の遊具、便所、フェンス、砂場、ベンチ、水飲み場及びあずま屋等の設置に要する経費
- ・ 借地に要する経費

### 【補助率】

補助率は、補助対象経費の50/100以内です。ただし、新興住宅団地（整備から10年以内の団地）による事業又は2以上の区等による共同事業については、55/100以内となります。

### 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担当課】

教育委員会 生涯学習課 青少年男女共生係 [内線1591]

## 公民館分館施設整備事業補助金

### 【補助金の内容】

公民館分館の施設整備を図るために区等が行う分館の新築、改造等の事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率
・分館の新築、改築又は増築（33㎡以上の増築）に伴う本体工事、電気工事、給排水工事、ガス工事、	50/100以内

造成工事（取壊し工事を含む）及び設計監督に要する経費 ・分館の敷地整備工事（舗装工事を含む）に要する経費 ・分館の下水道工事に要する経費	
・分館の増築（33㎡未満の増築）、改造及び補修に要する経費（工事費20万円以上）	40／100以内
・市長が別に定める分館の新築、改築に伴う備品等設備に要する経費	30／100以内 (限度額50万円)

### 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担当課】

教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 [内線1542]

## 文化財保護事業等補助金

### 【補助金の内容】

文化財の所有者等が行う文化財保護のための事業並びに伝統的建造物群保存地区内の環境整備事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

### ※文化財保護事業に係る補助金

文化財保護事業に係る補助金の交付の対象は、国、県、又は市が指定した文化財その他市教育委員会が認める文化財の保存、活用等を行う10万円以上の事業が対象となります。

### 【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率等
1 指定文化財の修理、復旧、保存、公開その他その保存及び活用に要する経費	補助対象経費から国及び県の補助額を控除した額の10分の5以内
2 指定文化財の保存及び活用のため、当該指定文化財と一体をなす物件の整備に要する経費で、市長が認めたもの	10分の5以内。ただし、300万円を限度とする。
3 1及び2以外の文化財保護事業で、市長が認めた文化財の保存及び活用に要する経費	10分の5以内。ただし、10万円を限度とする。

## ※保存地区に係る補助金

- ・ 保存地区内の伝統的建造物及び伝統的建造群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる物件を整備する事業が対象となります。
- ・ 保存地区内における伝統的建造物群以外の建築物及びその他の工作物を整備する事業が対象となります。

### 【補助対象経費及び補助率】

#### 1 伝統的建造物及び環境物件

区分	補助対象	補助率	補助限度額
主屋	外観保存のための修理に要する経費。ただし、外観の保存上又は構造耐力上必要があると認められる場合は、基礎、土台、床組、柱、梁材、横架材、小屋組等の構造材に要する経費を含むことができる。	10分の8以内	万円
蚕室			600
土蔵			500
長屋門			400
社寺建造物	修理又は復旧に要する経費	10分の5以内	200
物置、土塀等の附属建物			500
工作物及び環境物件			100
		10分の8以内	100
		10分の5以内	100

#### 2 伝統的建造物以外の物件

区分	補助対象	補助率	補助限度額
主屋	新築、増築又は改築については、原則として公道に面したもので、かつ、外観を伝統的建造物に模したも又はこれに調和した和風建築とするものに係る経費のうち、公道正面に臨む屋根、外壁、建具、軒先等の修景に要する経費(外壁の修理に要する経費には、下地経費を含み、電気設備その他の設備に要する経費は含まないものとする。)	10分の6以内	万円
小屋、車庫等			200
門及び塀	伝統的な形式により、周囲の景観に調和した新設、改築又は復旧に要する経費		50
生垣	周囲の景観に調和した新設又は改植に要する経費		10
石垣及び側溝	周囲の景観に調和した新設又は改良に要する経費		30

### 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担当課】

教育委員会 教育課 文化財係 [内線1521]

## ごみステーション整備事業補助金

### 【補助金の内容】

快適な生活環境保全のため、区等が実施するごみステーション整備事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率等
ごみ集積施設設置事業	事業費の1/2以内 (限度額5万円。景観に配慮した施設にあつては、10万円が限度額。)
事業費が2万円以上のごみ集積施設修繕事業	事業費の1/2以内 (限度額5万円)
対策費が1万円以上の鳥獣被害防止対策	事業費の1/2以内 (限度額3万円)

### 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担当課】

市民生活部 市民課 クリーンリサイクル係 [Tel 63-6814]

## 土地改良事業補助金

### 【補助金の内容】

農業生産の向上を図るため、区等が行う土地改良事業並びに農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

## 【補助対象経費及び補助率】

補助対象となる事業は、1件の事業費が5万円以上の事業です。

事業の種類	経費	採択基準	補助率
農道整備事業	一定の計画に基づいて行う農道の 신설又は改良事業に要する経費(用地費については別に定める額の範囲内とする。)	幅員4m以上	10分の7以内
		幅員2.5m以上4m未満	10分の5.5以内
農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の 신설又は改良事業に要する経費	水路(畑地かんがいを含む。)	10分の6.5以内
農地防災事業	公共用施設、人畜に被害を与えるおそれのある施設、農地を事前防止する事業の施行に要する経費		10分の8以内
災害復旧事業	農業用施設(農道、水路、ため池等)及び農地が被害を受けこれを原形に復旧する事業の施行に要する経費	農業用施設	10分の10以内
		農地	10分の8以内
農道舗装事業	農道舗装に要する経費	幅員2.5m以上	10分の7以内
原材料支給事業	原材料(資材)に要する経費		10分の7以内
小規模土地改良事業	土地基盤条件の整備を促進し、及び農業経営合理化を図るために要する経費	(1) 農道で 신설又はこれに準ずるもので、延長500m未満、幅員2.0m以上2.5m以下、受益者2人以上及び基幹道路への取付け (2) 暗渠排水で、受益面積10a以上200a未満で、排水管の延長50m以上300m以下のもの (3) 区画整理(畦畔除去、客土又は抜根)で受益面積10a以上200a未満のもの	10分の3以内

※補助金交付の対象となる事業費の限度額は、1件300万円です。

## 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

## 【担当課】

産業建設部 農林課 耕地林務係 [内線1322]

## アメリカシロヒトリ共同防除補助金

### 【補助金の内容】

アメリカシロヒトリの撲滅を図るため、区等が実施する一斉共同防除に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率等
焼殺用石油、農薬及び防除器具の購入並びに委託防除に要する経費	経費の1/2以内
動力噴霧器、スピードスプレーヤー及びトラックの借上げに要する経費	それぞれ1日当たり1,000円以内

### 【担 当 課】

産業建設部 農林課 農政係 [内線1311]

## 小型除雪機等購入補助金

### 【補助金の内容】

冬期間の道路交通確保を図るため、区等が小型除雪機等を購入するに要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

区等が道路及び歩道等の除雪に使用するもので、小型除雪機並びに除雪板、タイヤチェーン及び回転灯、並びに当事業により購入した小型除雪機・除雪板に関わる修繕費が補助対象となります。ただし、個人が使用するものは、補助対象とはなりません。

### 【補 助 率】

補助対象

- ①小型除雪機1基、除雪板等一式（除雪板・パトライト・タイヤチェーン）  
・・・・・・・・限度額15万円
- ②小型除雪機・除雪板に関わる修繕費  
・・・・・・・・限度額5万円/1台

補助率は、補助対象経費の1/2以内です。ただし、一区に対する補助金は、①と②を合わせ15万円が限度額となります。

### 【担 当 課】

産業建設部 建設課 管理係 [内線1395]

## 生活道路除雪事業補助金

### 【補助金の内容】

冬期間における集落内の道路の安全を確保するため、区等が行う集落内道路の除雪作業に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

区等が行う除雪作業で、次に掲げる全てに該当するものが補助対象となります。

市が除雪を行う道路以外の認定市道（家屋等がある集落内の生活道路に限るものとし、水田又は畑地内の道路を除く。）の除雪であること。  
 特定の者との委託契約に基づく機械による除雪であること。  
 おおむね10cm以上の積雪による除雪であること。

### 【補助率】

補助金額＝基準額の1／2以内

#### ※基準額の算出方法

項目	基準	
	標高	作業能率
標高別作業能率	おおむね600m未満	2.0km
	おおむね600m～900m	1.5km
	おおむね900m超	1.0km
作業単価	委託契約で定める契約単価（その契約単価が1時間当たりの額でない場合は、1時間当たりとして算出した額）又は20,000円のいずれか少ない額	
基準額(1回あたり)＝(実作業距離(km)／作業能率)×作業単価		

(備考)

- 1 1回あたりの基準額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。
- 2 作業能率及び作業単価は、1時間当たりとして算出したものである。

#### ※補助金の上限額

	区分	補助金の上限額
おおむね標高600m未満の区域	加沢区、常田区、田中区、県区、本海野区、西海野区、白鳥台区、城ノ前区、桜井区、王子平区、新屋区、伊勢原区、海善寺区、曾根区、東深井区、西深井区、日向が丘区、海善寺北区、睦区、切久保区、八反田区、本下之城区、田之尻区、畔田区、宮区、布下区、常	1年度につき30,000円

	満区、島川原区、大日向区、光ヶ丘区、羽毛山区、郷仕川原区及び牧ヶ原区	
おおむね標高600m以上900m以下の区域	赤岩区、片羽区、大石区、中屋敷区、別府区、原口区、乙女平区、新張区、出場区、金井区、東町区、西宮区、姫子沢区、滝の沢区、鞍掛自治区、祢津南区、リードリーくらかけ区、東上田区、田沢区、大川区、栗林区、寺坂区、上八重原区、田楽平区、中八重原区、山崎区、下八重原西部区、下八重原東部区、芸術むら区、白樺区、御牧原南部区、御牧原北部区及び御牧台区	1年度につき70,000円
おおむね標高900m超の区域	聖区、湯の丸区、奈良原区、西入区及び東入区	1年度につき100,000円

### 【担 当 課】

産業建設部 建設課 管理係 [内線 1 3 9 5]

## 緑化推進事業補助金

### 【補助金の内容】

快適で緑あふれる美しいまちづくりを推進するため、緑地空間の創出と緑の保全を積極的に進める団体等に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費及び補助率】

補助対象経費	補助率
花苗、種子、球根、苗木等植栽物	10分の10以内
土、肥料、支柱、石、ブロック、防草材等花壇資材	10分の8以内
花壇設置等に要する機械（事業実施団体の会員の所有物を除く。）の借上料	10分の5以内

### 【補助金限度額】

事業の区分	補助限度額
新規事業	150,000円
継続事業	100,000円

注 「継続事業」とは、新規事業として補助金の交付を受けた事業について、2年目以降も継続して実施する事業をいいます。ただし、当該補助金の交付を受けた最終年度から5年を経過した事業を除きます。

### 【補助金の交付回数等】

- (1) 同一団体が同一年度内に補助金の交付を受けられる回数は、2回を限度とします。ただし、同一年度内の2回目の補助金の交付は、季節ごとの花の植替え又は別の事業対象地で事業を実施する場合に限ります。
- (2) 同一年度内に2回の補助金を受ける団体の1年度あたりの補助金の額は、新規事業、継続事業の別を問わず、15万円を限度とします。ただし、継続事業に係るその年度の1回目の補助金の額については、10万円を限度とします。

### 【担 当 課】

産業建設部 建設課 都市計画係 [内線1381]

## 防犯灯設置補助金

### 【補助金の内容】

夜間の防犯及び良俗の維持を図るため、区等が行う防犯灯の新設、移転等の事業に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費】

補助対象となる防犯灯は、既存の照明施設(防犯灯、街路灯等)から50メートル以上離れている場所に設置する場合が対象となります。ただし、設置後の電気料の支払い及び小規模な修繕は、区等が行うこととなります。

### 【補 助 率】

1基あたりの補助金額は、補助対象事業費の1/2以内です。ただし、限度額は2万5千円です。

### 【そ の 他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担 当 課】

市民生活部 市民課 生活環境係 [内線1221]

## 消防施設等補助金

### 【補助金の内容】

消防活動の円滑化を図るため、区等が行う消防施設等の整備に要する経費に対し、補助金を交付します。

### 【補助対象経費及び補助率】

補 助 対 象		補 助 率
車 庫		10 / 10 以内 (限度額 100 万円)
消防詰所	消防団員 25 人以上	6 / 10 以内 (限度額 280 万円)
	消防団員 15 人以上	6 / 10 以内 (限度額 270 万円)
	消防団員 14 人以下	6 / 10 以内 (限度額 260 万円)
車庫付消防詰所	車 庫 分	全体事業費の 1 / 2 の 10 / 10 以内
	消防詰所分	全体事業費の 1 / 2 の 6 / 10 以内

### 【そ の 他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担 当 課】

総務部 総務課 危機管理係 [内線 1196]

## 小規模土木事業

### 【対象事業及び採択基準等】

対 象 事 業	採 択 基 準
道路新設改良事業	事業後の幅員が 4 m 以上になるもの (待避所設置等も含む)
道路維持・修繕事業	市道認定路線であるもの
交通安全事業	歩道設置・交差点改良・視距改良 (道路反射鏡・防護柵)
側溝・排水路新設及び改修	

### 【工事費負担等】

工事費については、区等の負担はありません。ただし、用地買収補償費等を除き、1件の工事費は300万円以下です。

### 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担当課】

産業建設部 建設課 土木係 [内線1391]

## 消防関連事業

### 【対象事業及び採択基準等】

対 象 事 業	採 択 基 準
防火水槽、スラブ工事等消防施設	
軽積載車、小型ポンプ、ホース等消防活動用備品	
活動服、法被等消防活動に伴う消耗品	
消火栓（新設）	100m未満
消火栓（修繕・移転等）	

### 【工事費負担等】

工事費については、区等の負担はありません。

### 【その他】

原則として、区の長期事業計画で計画された事業で、その事業が採択された場合の制度となります。

### 【担当課】

総務部 総務課 危機管理係 [内線1196]

# 平成 2 2 年度 分館活動等の補助金交付について

(総額 4,037,000円)

## 1 分館活動補助金

交付基準

{	平均割	(750,000円)1区当たり約10,000円	}	6月支払い 3月支払い
戸数割:5/1基準日	(600,000円)1戸当たり約50~60円			
事業実績割	(1,900,000円)1点約2,000円ぐらい			

### 事業実績割の交付基準

市が補助する事業として指定する事業にそれぞれの点数をつけ、その点数の合計により補助金を交付します。(全分館から申請された合計点数で、1,900,000円を除いた額を1点当たりの補助額とする。)

市が補助する事業として指定する事業と点数は下記のとおりとし、主催・共催事業問わず公民館が主体となって行っている事業に限り点数配分します。なお、別に市から補助金が出ている事業は対象外とします。

	事業名	点数	備 考
文 化	総合(作品展・発表会)	4点	複数の作品展・発表会などを同日に行う場合
	各種作品展、発表会	各2点	書き初め展・絵画展・芸能発表会・敬老会・カラオケ大会などをそれぞれ別の日に行う場合
	夏祭り	2点	盆踊り大会、花火大会など(市民まつりは除く)
	伝統行事継承	1点	どんど焼き、道祖神まつりなど
体 育	各種スポーツ大会	3種目以上 4点 2種目 3点 1種目 2点	野球、ソフトボール、バレーボール、卓球、マレットゴルフ、ビーチバレー、ゲートボール ニュースポーツ(ニチレクボール等)、その他 (分館対抗スポーツ大会・運動会・相撲大会は除く)
	体力づくり事業	1点	ハイキング、ウォーキング、体力づくり講座など
	駅伝大会参加	4点	分館として出場した場合のみ
学 習	各種講習会、講座、講演会	1回 2点	しめ縄・繭玉作り・料理・そば打ち講習・自然体験・歴史散策・パソコンなどの各種講習会や講座、健康づくり講演会など
	人権啓発学習会	2点	区や公民館などが主催の自主的な学習会に限る
	男女共同参画学習会	2点	区や公民館などが主催の自主的な学習会に限る
	青少年健全育成学習会	2点	区や公民館などが主催の自主的な学習会に限る
	夏休み子ども映画会	2点	区や公民館などが主催の自主的な学習会に限る
広 報	分館報の発行 (通知、回覧は除く)	1回 1点      2回 2点      3回 3点 4回 4点      5回以上 5点	
	アンケート調査	1点	分館活動に関する区民アンケートなど
	選挙啓発特集	1点	
その他	組職規約の整備	1点	新設のみ(一部改正は対象外)
	生涯学習まちづくりを推進する体制の整備	2点	生涯学習まちづくり推進委員会等の設置

## 2 運動会・相撲大会補助金 いずれも戸数(5/1基準日)による定額補助(総額787,000円) / 実施後支払い

<b>運動会</b> (合同開催の場合、開催を代表する分館或いは地区が申請を行うものとする。)	~ 99戸(30,000円) 100~199戸(35,000円) 200~299戸(40,000円) 300~499戸(50,000円) 500戸 ~ (60,000円)
<b>相撲大会</b> (合同開催の場合、開催を代表する分館或いは地区が申請を行うものとする。)	~ 99戸(10,000円) 100~199戸(15,000円) 200~299戸(20,000円) 300~499戸(25,000円) 500戸 ~ (30,000円)

## 地域活動備品貸出し制度の概要

市民と行政の協働のまちづくりを推進し、地域の自主活動を支援するため、平成19年6月に始めた公用車貸出し制度(区が対象で土日のみ貸出し)に各種の備品を加え、貸出し範囲の拡大と通年の貸出しが可能な制度に改めました。

自らが住む地域の活性化に資する活動や公共施設・用地の環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動などの自主活動にご活用ください。

### 1.貸出備品

貸出公用車・備品は下記の一覧表にある備品とします。

備品項目	貸出数量	使用内容
軽トラック	1	作業全般
軽トラックダンプ式	1	作業全般
2トントラック(注)	1	作業全般
刈払機	10	草刈作業
ウッドチップパー自走式	1	剪定枝の粉碎処理
チェンソー	2	支障木伐採処理
脚立	2	支障木伐採処理
嵩枝切機(エンジン式)	2	支障木伐採処理
嵩枝バサミ	2	支障木伐採処理
小型一輪車	5	土木・グランド整備作業
土木用鉄レイキ	5	土木・グランド整備作業
エンジンポンプ	1	花壇等散水
小型管理機	2	花壇等管理
アルミブリッジ	2	支障木伐採処理
カラーコーン	10	安全対策
ガソリン携帯カン5ℓ	4	作業機械用
フェイスプロテクター	10	草刈作業
草刈用エプロン	10	草刈作業
プロジェクター・スクリーン	1	会議・講演等
アンプ	1	会議・講演等

(注)2トントラックは平日の貸出しは出来ません。土日のみ貸出しになります。

## 2.貸出対象者

貸出しをする対象者は、地域の活性化・地域づくりに資する公共的活動を行う団体で、区・自治区及び公益法人またはこれに準ずる団体(市民公益活動団体など)への貸出しとします。

## 3.対象活動・使用区域

貸出しをする際の対象活動は以下のような活動とし、使用区域は東御市内とします。

### (1)環境美化活動

- 道路、河川、公園その他公共施設・用地などのごみ拾い、不法投棄物の処理、草刈り等の清掃活動
- 公共施設・用地などの支障木の伐採及び処理、樹木の消毒作業

### (2)資源回収活動

- PTAなどが行う資源回収活動

### (3)道路維持管理活動

- 市が許可する簡易的な道路維持・修繕作業

### (4)花と緑の推進活動

- 花壇管理・整備、植栽、散水作業

### (5)その他地域の公共的活動と認めるもの

## 4.貸出日・貸出期間

貸出日及び時間は、年間を通じて午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし12月29日から翌年1月3日までの日は除きます。

車両の貸出期間は、一日単位とします。(前日からの貸出はいたしません)

一般備品の貸出期間は、三日以内とします。

## 5.使用料

使用料は無料ですが、機械類の燃料については使用団体の負担となります。

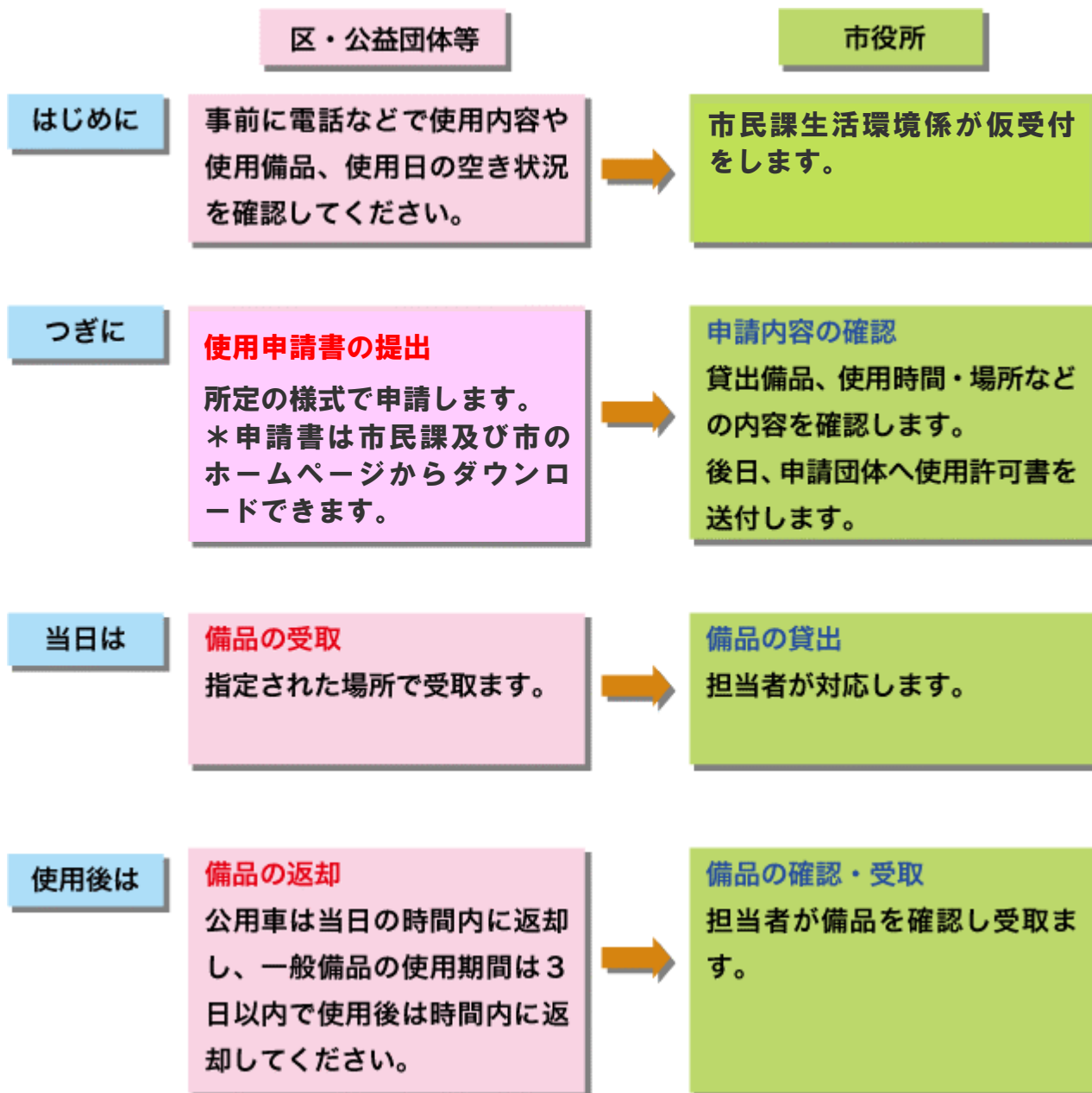
## 6.申込み方法

所定の申請書類を貸出しを受けようとする日の1カ月前から7日前までに市民課生活環境係に提出してください。

申請書類は、市民課生活環境係までお越し頂くか、東御市ホームページからもダウンロードできます。

鍵の引き渡し、備品の貸出の具体的な方法は、別途、打ち合わせさせていただきます。

## 7.貸出し手続きの流れ



制度の詳しい内容については、下記担当係までお問合せください。

### 【担 当 課】

市民生活部 市民課 生活環境係 [内線 1 2 2 1]

# コミュニティ助成事業

この助成事業は、住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業に資するため、**財団法人 自治総合センター**がコミュニティ活動に助成を行うものです。

## 1 助成対象団体及び助成事業の種類

コミュニティ組織（区・組・コミュニティ団体等）又はコミュニティ組織の連合体、地域の自主防災組織等、あくまで地域で活動する団体が対象であり、特定目的のために組織された宗教団体、営利団体、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO は対象外となります。

種類	概要	助成金額 (10万円単位)	担当部署
(1) 一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に関する事業。	100～250万円	企画課 企画政策係 64-5898
(2) 自主防災組織育成助成事業（ア）	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織または、その連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。	30～200万円	消防防災課 危険物係 62-1111 (内線1196)
(2) 自主防災組織育成助成事業（イ）	平成22年度地域防災スクールモデル事業に選定された事業。	30～200万円 ただし、このうち設備の整備については200万円を上限とする	消防防災課 危険物係 62-1111 (内線1196)
(3) コミュニティセンター助成事業	住民の需要に応じた機能を有する多目的な総合施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業。既存施設の増改築と修繕にかかる費用や用地取得費、造成費、解体費などは対象外です。	総事業費の3/5以内 1,500万円限度	生涯学習課 生涯学習係 64-5885
(4) 青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が参加する、スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動のイベント等に関するソフト事業。	30～100万円	生涯学習課 青少年男女共生係 64-5906

詳細については、「平成22年度コミュニティ助成事業実施要綱」による。

一般コミュニティ助成事業・自主防災組織育成助成事業については、（財）長野県市町村振興協会のコミュニティ助成事業の選定対象事業としても取り扱いされます。

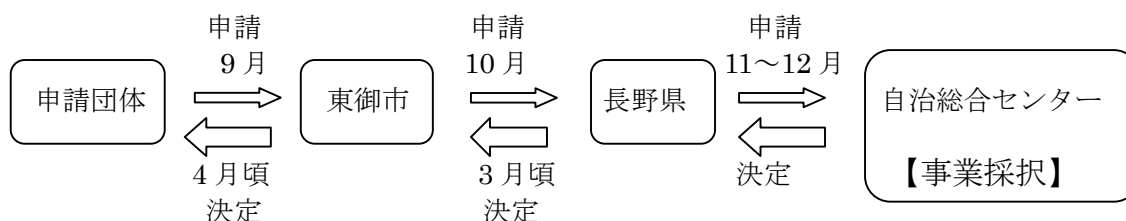
## 2 各事業は次の基準に適合するものとします

- ・ 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものとします。
- ・ 前記(1)～(3)の事業にあつては、コミュニティ活動に必要な施設または設備の整備に関する事業（用地取得に要する費用は除く）、前記(5)の事業については、青少年の健全育成に資するソフト事業とし、いずれも国の補助金の交付を受けないもの。
- ・ 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設または設備の整備でないもの。なお、整備後の施設または設備は、当該地区の住民のコミュニティ組織等により、維持管理することとします。

## 3 申請時期

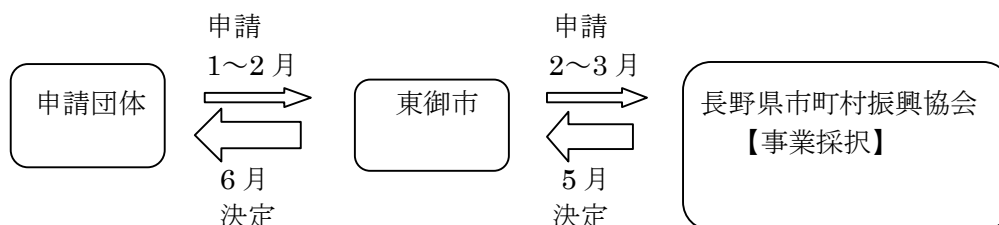
### ①自治総合センターに申請する場合

- 申請を希望する場合は、市を通して自治総合センターに申請する必要があります。  
例年、秋頃（9月～10月）に翌年度の事業申請を行います。事業を希望する場合は、書類作成の都合上、**9月上旬までに**企画課企画政策係と協議してください。
- 申請件数多数の場合は調整することがあります。



### (財)長野県市町村振興協会に申請する場合

- 申請を希望する場合は、市を通して（財）長野県市町村振興協会に申請する必要があります。  
例年、翌年（2月～3月）に翌年度の事業申請を行います。事業を希望する場合は、書類作成の都合上、**12月下旬までに**企画課企画政策係と協議してください。なお、（財）長野県市町村振興協会の募集については、自治総合センターの募集から漏れたものを優先的に取り扱うこととなります。
- 申請件数多数の場合は調整することがあります。



市町村振興協会の募集については、その年の状況により募集を行わない場合があります。

なお、この事業で揃えた備品等については、宝くじの普及広報を図るため、コミュニケーションマークの表示と、広報誌への掲載をして頂くこととなります。